

大阪高裁総第808号

令和2年10月6日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 安浪亮介



司法行政文書開示通知書

令和2年4月10日付け（同月13日受付、大阪高裁総第371号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和2年4月10日付け報道対応案（片面で6枚）
- (2) 令和元年3月5日付け書面（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（職員の所属等）、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報及び公にすることにより広報事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（職員の官職等）又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 06 (6316) 2519

機密性 2

R2.4.10 大阪高裁

[REDACTED] の新型コロナウイルス感染に関する報道対応案

[REDACTED] の新型コロナウイルス感染に関する報道対応については、以下のとおりとしたい。

【前提事実】

機密性2



【対応の骨子】

1 司法記者クラブへの連絡

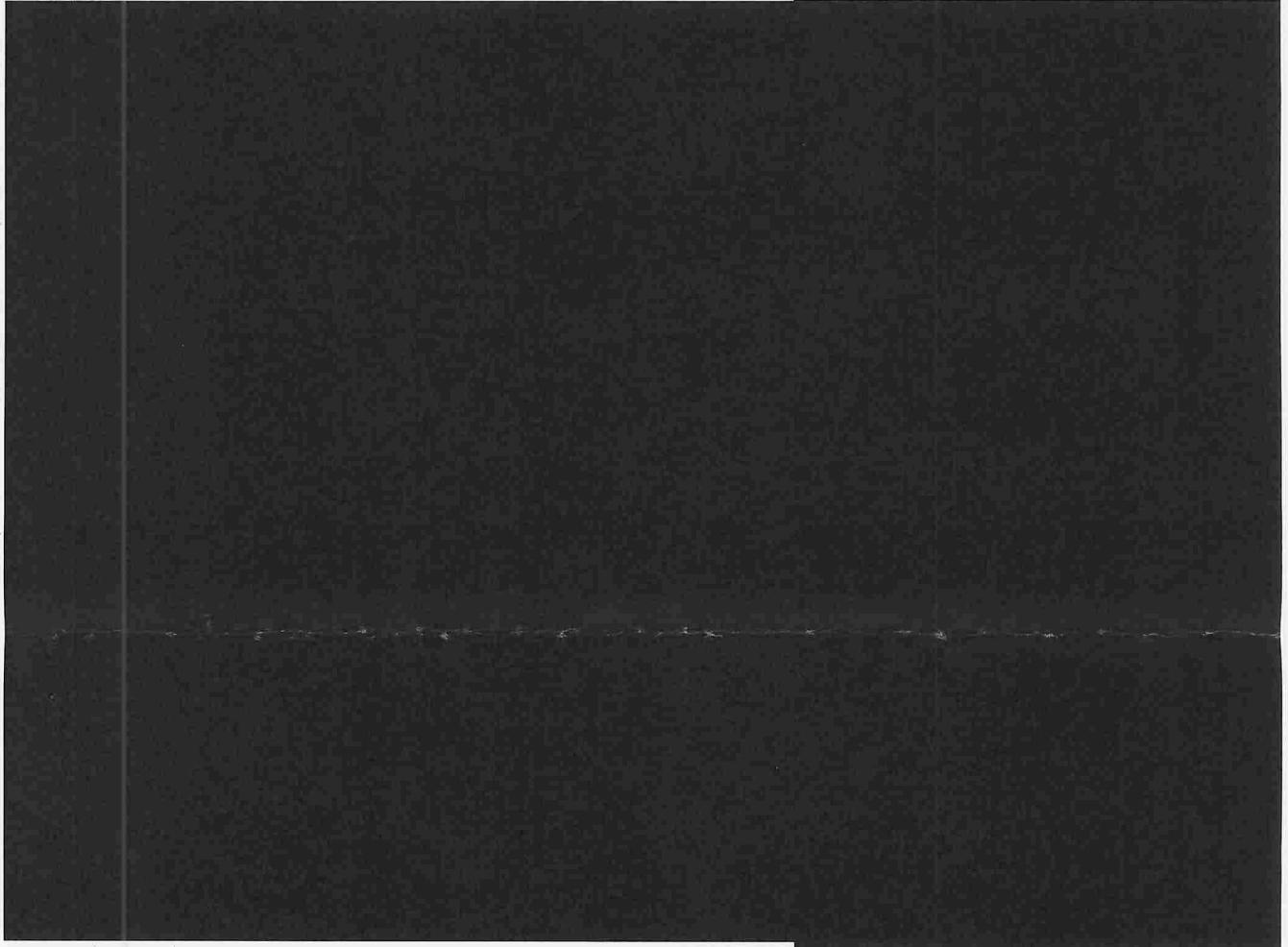
新型コロナウイルスに罹患したことが判明しました。」ので、報道発表を行う。
広報担当総務課補佐・総務課広報係長（補助：総務課企画官）
が発表を行い、

2 基本説明案

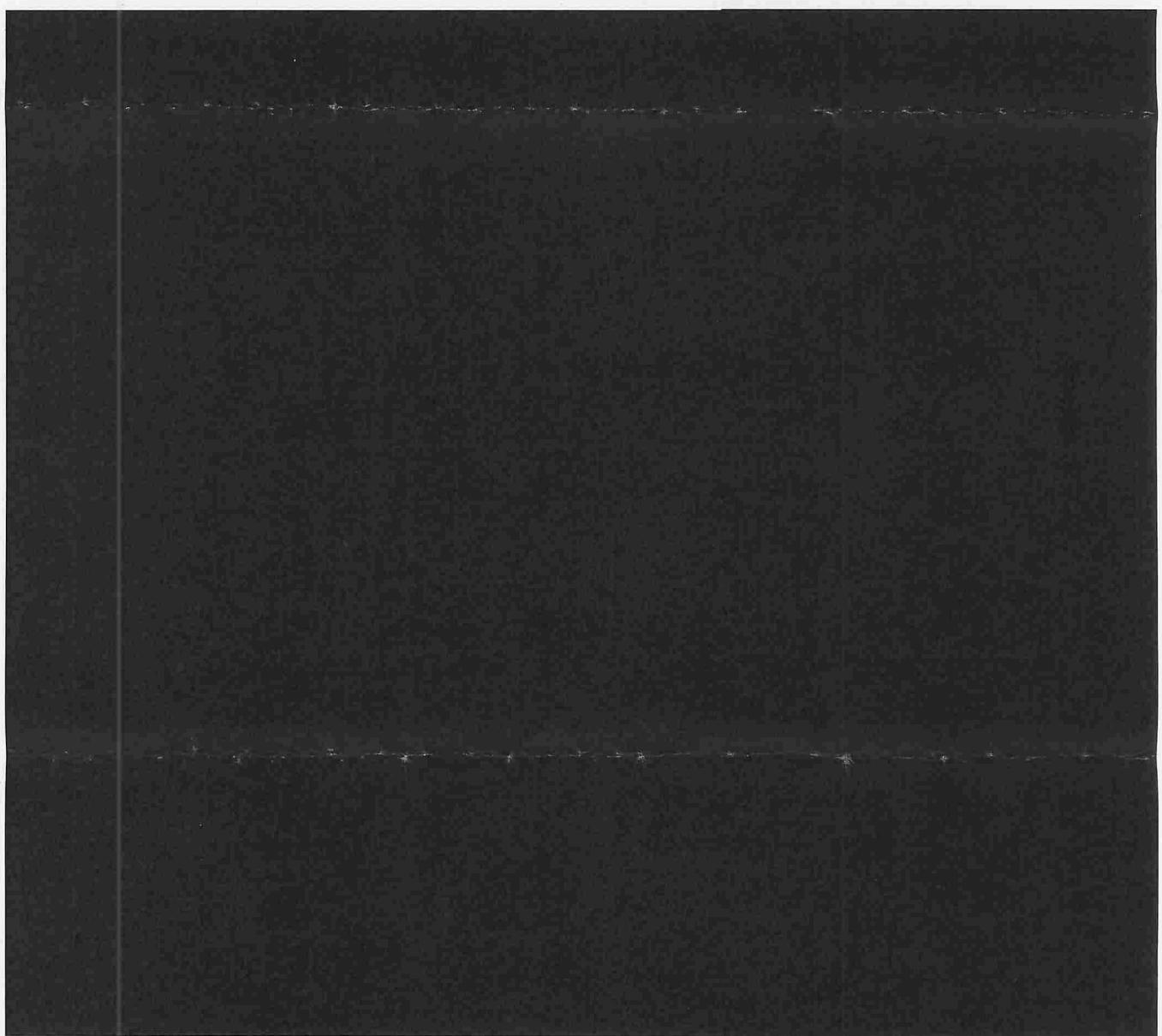
機密性 2



<想定問答>



機密性 2



機密性2

10 これまでの [] でとられていた感染防止対策はどのようなものか。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、適時、風邪症状があれば、休暇を取得するよう促したりしてきたほか、庁舎内の各所には、手指消毒剤を設置するほか、厚生労働省の作成している咳エチケット、手洗い勧行等の記載のある感染症対策用のポスターを、適時貼るなどし、注意喚起も行っているところである。

11 仮に、職員にさらなる感染が確認されたりした場合はどのようにするのか。

そのような事態が生じた場合は、その都度、所管の保健所に相談しながら、対応を検討していきたいと考えている。

12 今回の発表を受けて、裁判所利用者が期日を変更してほしいなどの要望があった場合はどのようにするのか。

期日変更等については、裁判体の判断になるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大している折、利用者の方に、御心配の点があれば、遠慮なく、担当書記官等に相談していただければと考えている。お話を伺いながら丁寧に対応していきたいと考えている。

13 今後、裁判所利用者に対し、何か新型コロナウイルス対応のため、新たに求めていくことはあるか。

これまで同様、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、事件関係者等に対し、手洗い、咳エチケット、風邪の症状の場合は外出を控えるなどの対応を引き続きお願いしていくことになる。

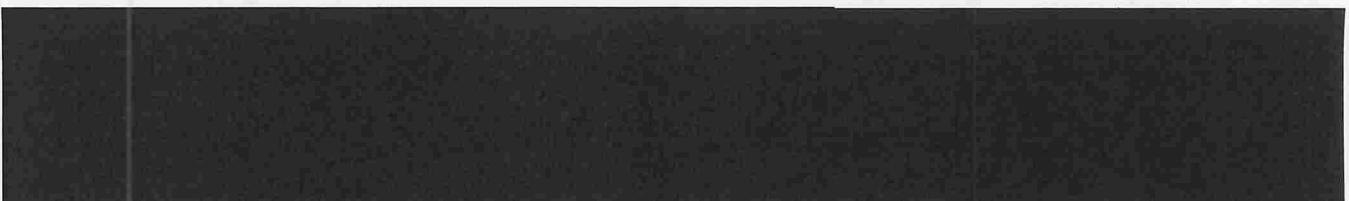
17 関係機関には情報提供しているか。

情報提供する予定である。

機密性 2

18 感染拡大対策、職員等への周知は適切であったと考えているか。

これまでも、感染症対策について職員に対しては周知、徹底を促しており、今後も引き続き感染拡大防止について全力をあげて取り組んでいく。



前 提

検討事項

1 出勤を控えさせる範囲（濃厚接触者の範囲）

※ 濃厚接触者範囲について、保健所からの明確な指導がない場合は、対外的な見え方も含め、慎重に検討して判断する必要がある

※ 出勤を控えさせる期間は、2週間程度（保健所からの指導による）

※ 濃厚接触者の濃厚接触者については、対象としない

2 出勤を控えさせる手段

① 在宅勤務

② 年次休暇

本人の希望により、年次休暇の取得も可能

- ・ 在宅勤務を優先させないと、年次休暇を強制されたとの苦情が予想
- ・ 在宅勤務を命じると、職務専念義務が生じることから、本人が望まない場合まで、在宅勤務を命じることはできない。

3 業務継続

4 関係者（[REDACTED]）への説明及びプレスリリース

5 その他検討を要する事項